

2024 年 12 月 24 日 全 5 頁

iDeCo 限度額引上げ、穴埋め型の拠出可能に

2025 年度与党税制改正大綱、企業型 DC 拠出限度額引上げを盛り込む

政策調査部 研究員 佐川 あぐり

[要約]

- 「資産所得倍増プラン」の重点政策である iDeCo 改革への動きが加速している。注目の論点が iDeCo 拠出限度額の引上げだ。会社員や公務員の iDeCo 限度額については、2024 年 12 月に一部見直された。だが、働き方等の違いによって限度額が異なる現状の仕組みは、公平性の観点から課題が残されている。
- 働き方が多様化する中、公平で中立的な私的年金の拠出の仕組みとして、検討されてきたのが iDeCo を活用した「穴埋め型」や「共通の非課税拠出枠」である。2024 年 12 月 20 日に与党が公表した「令和 7 年度税制改正大綱」では、企業型 DC の拠出限度額を月 6.2 万円へ引き上げ、iDeCo による穴埋め型の拠出を可能とすることが盛り込まれた。
- iDeCo 加入者の掛金の拠出状況を見ると、限度額上限近くまで拠出しているケースが少なく、掛金を増やして拠出したい加入者のニーズは強いだろう。今回の iDeCo 限度額の引上げは、国民の安定的な資産形成の実践を後押しする施策といえる。今後も iDeCo のさらなる普及拡大に向けて、不断の iDeCo 改革の実行が望まれる。

1、2024 年 12 月に実施された iDeCo の拠出限度額の見直し

2024 年 12 月、国民年金第 2 号被保険者（会社員や公務員）の iDeCo 拠出限度額が一部見直された。iDeCo は国民年金の被保険者区分（1～3 号）によって限度額が異なる仕組みだが、会社員や公務員については、勤務先における企業年金制度の有無や、制度の形態の違いにより、さらに細分化されていた¹。今回の見直しにより、国民年金第 2 号被保険者のうち、企業型 DC と確定給付企業年金（DB）等²に加入している場合と、DB 等のみに加入している場合（公務員含む）の限度額（月額、以下同じ）が 1.2 万円から 2.0 万円へ引き上げられた（図表 1 の赤字）。

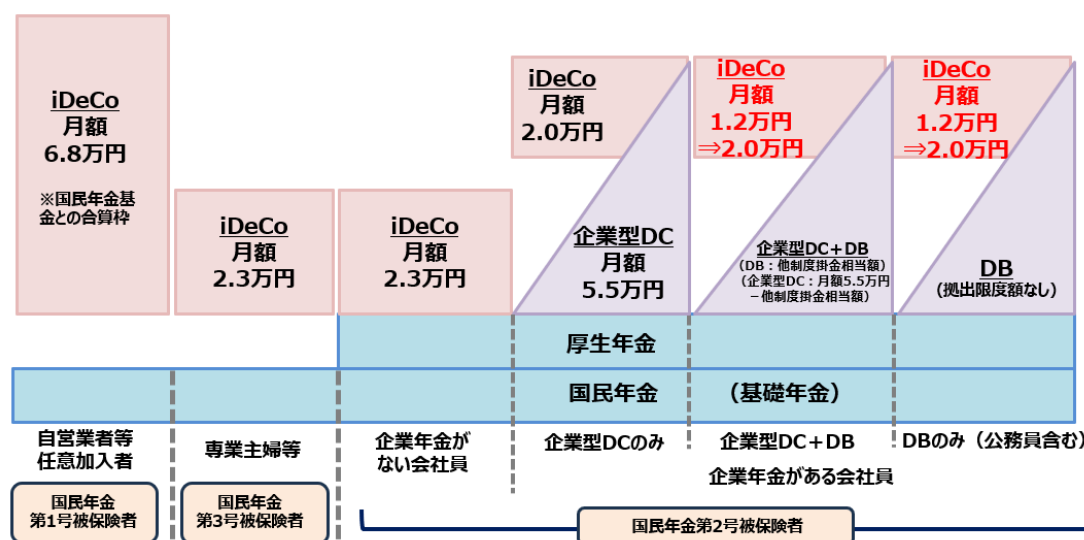
この見直しは、DB 等の他制度と企業型 DC を併用している場合の企業型 DC の限度額の算出方法が見直されたことに伴うものである。それまで、DB 併用時の企業型 DC の限度額は、企業型 DC のみの場合の限度額（5.5 万円）の半分（2.75 万円）と一律に定められてきた。だが、実際の DB

¹ 後掲図表 3 を参照。

² 年金払い退職給付、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度、石炭鉱業年金基金を含む。

の掛金額はそれよりも低く、多くの人々がその分の拠出枠を使えていないという問題があった。そこで、DB 併用時の企業型 DC の限度額については、企業型 DC と比較可能な形で DB の掛金額（他制度掛金相当額）を算定し、それを 5.5 万円から控除することで定めることとした。これに伴い、DB に加入する会社員と公務員の iDeCo の限度額が、企業型 DC のみに加入する会社員と同じ 2.0 万円に引き上げられた。

図表 1 2024 年 12 月以降の iDeCo の拠出限度額



2、現在の拠出の仕組みにおける課題

これにより、企業年金がある会社員については iDeCo の拠出限度額が 2.0 万円に統一され、公平性が保たれたといえるが、現状の iDeCo の限度額の仕組みにはまだ課題が残されている。

企業年金がある会社員の iDeCo の拠出限度額は、企業型 DC や DB の事業主拠出額と合わせて 5.5 万円とされ、かつ上限 2.0 万円と定められている。そのため、事業主掛金が 3.5 万円より少ない場合は、非課税枠 5.5 万円を使い切れないケースが存在する。企業年金の多くは賃金カーブに応じた掛金設計となっており、特に賃金の低い若年期は中高年期と比して事業主掛金が少なく、拠出枠を余らせてしまうケースが多い。同じ企業で働き、中高年期には賃金の増加に伴い事業主掛金も増えていけばよいが、転職等で賃金がそれほど増えず、事業主拠出が少ないままとなれば、退職後資産は十分に形成されない恐れがある。

また、企業年金がない会社員の iDeCo 拠出限度額は 2.3 万円のままである。この 2.3 万円は、企業年金を実施している企業の事業主掛金と加入者掛金の実態の大半をカバーする水準を勘案して設定されたとされている。とすれば、企業年金の有無によらず、会社員間の公平性を図る観点での議論も必要だろう。公的年金の財政状況が一層厳しさを増す中、特に、企業年金がない会社員は自助で老後に備える必要性が高いはずだ。自助努力を後押しするためにも、企業年金がない会社員の iDeCo 拠出限度額は少なくとも企業年金がある会社員と同程度（5.5 万円）まで引き上げるべきである。

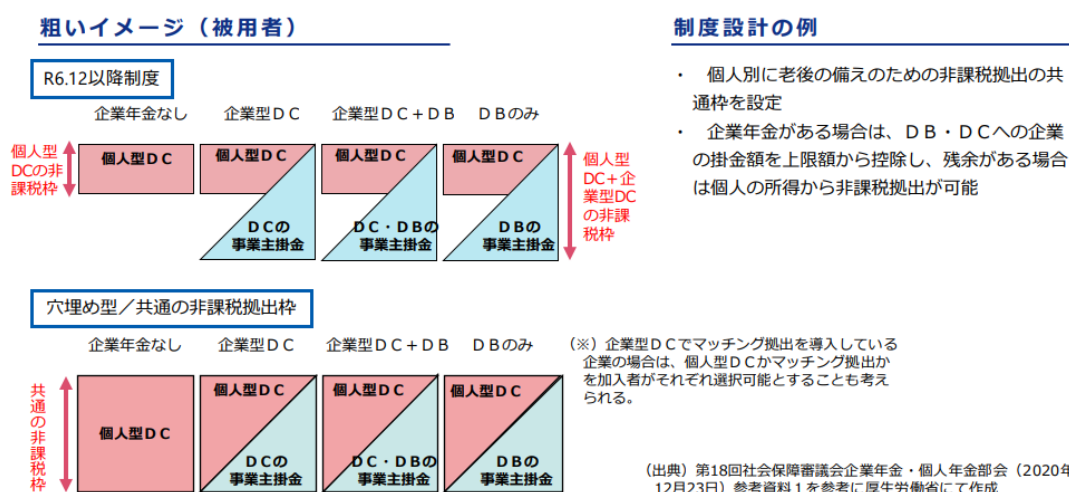
そして、近年は人々の働き方やライフコースが多様化しており、人生のうちに国民年金の被保険者区分を変更する人々がほとんどであるにもかかわらず、iDeCo の拠出限度額は、国民年金の被保険者区分や勤務先の企業年金の有無等によって異なったままである。被保険者区分の変更に伴い掛金額を変更する作業は利用者にとって手間であり、制度普及の足かせになっているとの指摘もある。さらなる iDeCo の普及拡大を目指すには、働き方の違いで有利・不利が生じない、公平でシンプルな設計とすることが求められている。

3、iDeCo 拠出限度額の引上げ、穴埋め型の拠出可能に

iDeCo の拠出限度額の見直しについては、これまで社会保障審議会の企業年金・個人年金部会や政府・与党の税制調査会で時間をかけて議論されてきた。そこで、前述の課題への対応も踏まえた、働き方によらない公平で中立的な拠出の仕組みとして、検討されていたのが、iDeCo を活用した「穴埋め型」や「共通の非課税拠出枠」である（図表 2）。具体的には、個々人に共通の非課税枠を設け、そこから企業年金の事業主掛金額を控除した残りの枠については iDeCo による拠出を可能とする設計である。

海外諸国に目を転じれば、英国やカナダでは、各種私的年金に共通の非課税拠出限度額を設け、働き方の違いで有利・不利が生じない中立的な仕組みを導入している。しかし、これまでの議論においては、日本と各国では雇用慣行等や公的年金制度の内容が異なる上、日本には、既存の企業年金制度等の関係性の保持や、拠出段階だけでなく、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な税負担のあり方など、検討すべき論点が多く、引き続きの検討課題とされてきた。

図表 2 iDeCo（個人型 DC）を活用した「穴埋め型」/「共通の非課税拠出枠」のイメージ



（出所）第26回社会保障審議会企業年金・個人年金部会 資料1「視点1.働き方・ライフコースに対応し公平で中立的な私的年金制度の構築について」（2023年9月8日）より抜粋

これが、2024年12月に入り、与党の税制調査会において、会社員や公務員の企業型DCの拠出限度額を引き上げ、iDeCoによる穴埋め型の拠出を可能とすることを検討しているとの報道が伝えられた。12月20日に与党が公表した「令和7年度税制改正大綱」では、「（前略）、iDeCoの

拠出限度額について、『穴埋め型』による引上げを行う。」(p. 10)「(前略)、確定拠出年金の拠出限度額について 7,000 円の引上げを行う。」(p. 10) とし、企業型 DC の拠出限度額を現行 5.5 万円から 6.2 万円へ引き上げ、そこから企業年金の事業主掛金額を控除した残りの枠を iDeCo 限度額とすることが盛り込まれた。これにより、企業年金がある会社員の iDeCo 限度額については、現行の上限 (2.0 万円) が撤廃されることになる。企業年金のない会社員の限度額も現行 2.3 万円から 6.2 万円へ、自営業者等も現行 6.8 万円から 7.5 万円 (国民年金基金との合算) への引上げが明記された。これを受け、2024 年 12 月 26 日には、社会保障審議会企業年金・個人年金部会が開催される予定であり、これまでの議論のとりまとめが公表されると思われる。

では、拠出限度額の引上げが加入者に与えるインパクトはどのように推察できるか。図表 3 に iDeCo の掛金額別の加入者数とその割合 (2024 年 10 月) を示した。これを見ると、公務員は「1.0 ～ 1.4 万円」が 88%と、限度額 (1.2 万円) 近い掛金を拠出している加入者が大半を占めている。企業年金がある加入者の「1.0 ～ 1.4 万円」が 73%とあるのは、DB 加入者 (図表 3 の (イ) 企業型 DC+DB、(ウ) DB に該当) の多くが限度額 (1.2 万円) 近い掛金を拠出していると推察できる。また、企業年金がない会社員においても、掛金が 1.4 万円以下という層は少なくないものの、「2.0 ～ 2.4 万円」が 59%と限度額 (2.3 万円) 近くを拠出する加入者は半数以上である。会社員や公務員については、すでに拠出枠にほとんど余りがない加入者は少なくなく、iDeCo 限度額の引上げにより、さらに掛金を増やす加入者の動きも見られるのではないかと推察される。

図表 3 iDeCo 加入者の区分別の拠出限度額と掛金額の状況 (2024 年 10 月)

加入者の 区分	第1号加入者		第2号加入者				第3号加入者		第4号加入者	
	自営業者等	① 企業年金なし	② 企業年金あり			③ 公務員	専業主婦等	任意加入者		
			(ア)企業 型DC	(イ)企業 型DC +DB	(ウ)DB					
拠出限度額 (月額)	6.8万円	2.3万円	2.0万円	1.2万円	1.2万円	2.3万円	6.8万円			
掛金額別の 加入者数（人）	(注1)5～9千円	84,047 23%	305,111 18%	81,430 16%	81,821 12%	44,679 31%	676 7%			
	1.0～1.4万円	72,326 20%	336,590 20%	376,489 73%	575,721 88%	28,127 19%	782 8%			
	1.5～1.9万円	10,953 3%	61,176 4%	4,488 1%		3,964 3%	142 1%			
	2.0～2.4万円	51,968 14%	991,846 59%	51,981 10%		68,131 47%	1,255 12%			
	2.5～2.9万円	4,959 1%					144 1%			
	3.0～3.4万円	27,027 7%	【平均(単位:円)】 【2024年10月末】				627 6%			
	3.5～3.9万円	3,307 1%	第1号		27,861	116 1%				
	4.0～4.4万円	6,989 2%	第2号	①企業年金なし	16,743	239 2%				
	4.5～4.9万円	2,138 1%		②企業年金あり	11,526	86 1%				
	5.0～5.4万円	18,412 5%		③公務員	10,976	747 7%				
	5.5～5.9万円	1,499 0%	第3号		14,574	25 0%				
	6.0～6.4万円	4,387 1%	第4号		46,844	282 3%				
6.5～6.8万円	72,638 20%					5,009 49%				
計	360,650 100%	1,694,723 100%	514,388 100%	657,542 100%	144,901 100%	10,130 100%				

(注 1) iDeCo への拠出は月額 5 千円以上、1 千円単位というルールがある。出所の資料では「10,000 円未満」と表記されているが、実際の掛金額は「5～9 千円」となるため、図表にはそう表記した。

(注 2) DB は、厚生年金基金、確定給付企業年金、私学共済等の確定給付型年金の制度。

(注 3) 年単位拠出の届け出をしている加入者を除いている。

(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo (個人型確定拠出年金) の加入等の概況 (2024 年 10 月)」より大和総研作成

4、今後の議論、生涯拠出枠・キャッチアップ拠出導入、非課税拠出枠見直し

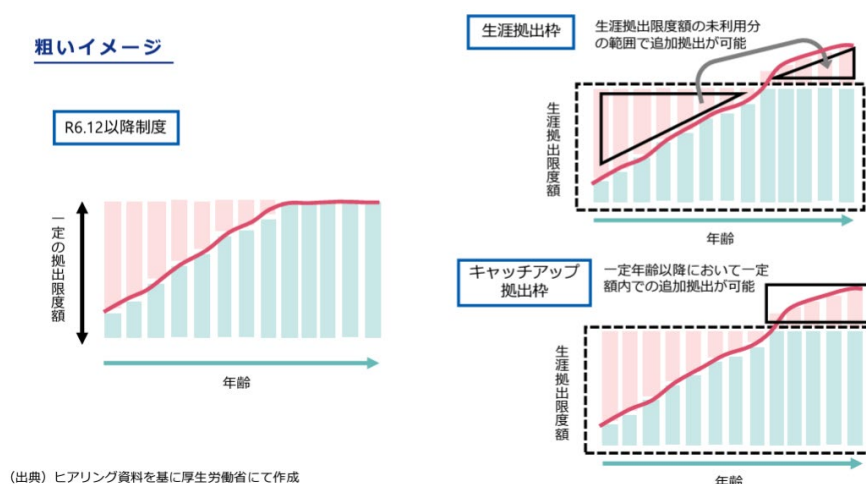
次期制度改革では、iDeCo の加入可能年齢も、現行の 65 歳未満から 70 歳未満へ引き上げられる見通しである。つまり、iDeCo はより多くの掛金をより長期間運用できるように見直され、国民はこれを活用することでさらに厚みのある年金資産を準備できるようになる。この iDeCo 改革は、国民の安定的な資産形成を強く後押しする施策となることが期待されている。

もっとも、拠出限度額の水準については、今後も議論の余地を残しているだろう。岸田前総理が率いる資産運用立国議員連盟は、2024 年 11 月 26 日に資産運用立国の実現を加速させるための取り組みについての提言書を政府へ提出し、DC の拠出限度額を、自営業者等は月 20 万円、それ以外の会社員等は月 10 万円へ引き上げる案を提言した³。また、日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所協議会の業界 3 団体も、DC 限度額の 10 万円への引上げを提言している⁴。

また、「穴埋め型」や「共通の非課税拠出枠」に加えて、拠出限度額の未利用分を繰り越して使える「生涯拠出枠」や「キャッチアップ拠出（退職準備世代に対する追加拠出枠）⁵」の設定についても、これまで検討が進められてきた（図表 4）。若年期に掛金が少なかった場合、退職後に向けた資産形成が不十分である恐れがあるためだ。前掲図表 3 を見ると、第 4 号加入者（国民年金の任意加入者で iDeCo 加入者⁶）の約半数は限度額（6.8 万円）近くまで拠出している。これは、退職が近づく世代でも、一部には追加で拠出したいニーズがあるとも推察できる。個人が拠出のタイミングを柔軟に設定できる仕組みについても、今後、検討の余地があるだろう。

iDeCo は、新 NISA（少額投資非課税制度）と並ぶ家計の資産形成を支える重要な柱であり、さらなる普及拡大を目指す必要がある。今後も、不断の iDeCo 改革の実行が望まれる。

図表 4 「生涯拠出枠」「キャッチアップ拠出」のイメージ



（出典）ヒアリング資料を基に厚生労働省にて作成

（出所）第 26 回社会保障審議会企業年金・個人年金部会 資料 1「視点 1. 働き方・ライフコースに対応し公平で中立的な私的年金制度の構築について」（2023 年 9 月 8 日）より抜粋

³ 政府広報オンライン「自由民主党・資産運用立国議員連による申入れ-令和 6 年 11 月 26 日」

⁴ 日本証券業協会・投資信託協会・全国証券取引所協議会「確定拠出年金制度（企業型 DC、iDeCo）の改革についての提言」2024 年 7 月 25 日

⁵ 米国では、DC 制度である 401(k)において 50 歳以上の加入者にキャッチアップ拠出が認められている。

⁶ 2024 年 3 月末時点の第 4 号加入者 8,256 人のうち、60～64 歳は 7,325 人で 88.7%を占める。出所：国民年金基金連合会「iDeCo（個人型確定拠出年金）の制度の概況」（令和 6 年 3 月末現在）